

2021年6月30日
みずほ信託銀行株式会社

株式会社北陸銀行での事業承継信託の代理店販売開始について

みずほ信託銀行株式会社（社長：梅田 圭）は、2021年7月1日より株式会社北陸銀行（頭取：庵 栄伸）を代理店として、北陸銀行の独自の商品名をつけた「北陸銀行の事業承継信託（遺言代用タイプ）（生前贈与タイプ）」の取り扱いを開始します。

本商品は信託の機能を活用し、企業オーナーさまの事業承継に備えるニーズに応え、後継者さまへの円滑な自社株の承継を実現するものです。

北陸銀行は、みずほ信託銀行の信託代理店として、企業オーナーさまに事業承継の情報提供等を通し、本商品の説明・販売を行います。

「北陸銀行の事業承継信託（遺言代用タイプ）」は、企業オーナーさまに、ご自身を受益者として自社株を信託していただくと同時に、企業オーナーさまに相続が発生した場合の受益者（第二受益者）に後継者さまを指定していただくことにより、相続発生時の自社株の円滑な承継をサポートします。

「北陸銀行の事業承継信託（生前贈与タイプ）」は、企業オーナーさまに議決権を残したまま、後継者さまを受益者として自社株を信託していただくことで、企業オーナーさまのご意向に沿った自社株の生前贈与をサポートします。

みずほ信託銀行は、本商品の代理店提供を通じ、地域金融機関とともに、企業オーナーさまの事業承継の課題に応え、地域経済の持続した発展に貢献していきます。

【「北陸銀行の事業承継信託（遺言代用タイプ）」商品概要】

取扱開始日 : 2021年7月1日

信託財産 : 委託者等が経営に関与する会社が発行する国内非上場株式
(自社株)

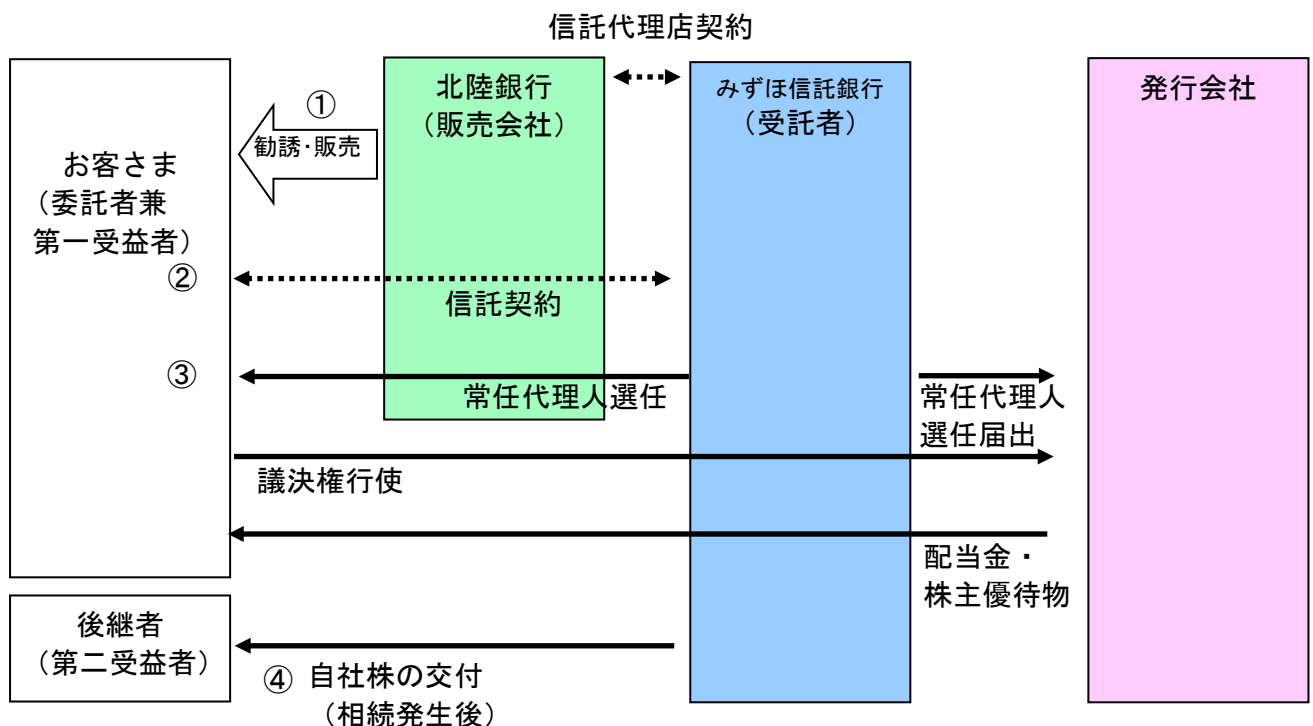
信託期間 : 信託設定日から信託終了日(委託者の相続発生時等)

信託財産の交付 : 第二受益者に原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産
を現状(自社株)のまま交付します

その他留意事項

- 本商品による自社株承継は事業承継税制の対象とはなりません
- 本商品は預金ではありません
- 本商品は元本の補てん、利益の補足はありません
- 本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません

【「北陸銀行の事業承継信託（遺言代用タイプ）」スキーム】



- ① 北陸銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託契約代理店として、北陸銀行のお客さまに「北陸銀行の事業承継信託（遺言代用タイプ）」を販売します。
- ② 企業オーナーさまは自社株をみずほ信託銀行に信託し、信託契約を締結、相続発生時の自社株の交付先として後継者を指定します。
- ③ 委託者は信託期間中も引き続き議決権を行使し、発行会社は委託者に配当金・株主優待物を交付します。
- ④ 委託者の相続発生後、信託は終了し、当行は自社株を後継者に交付します。

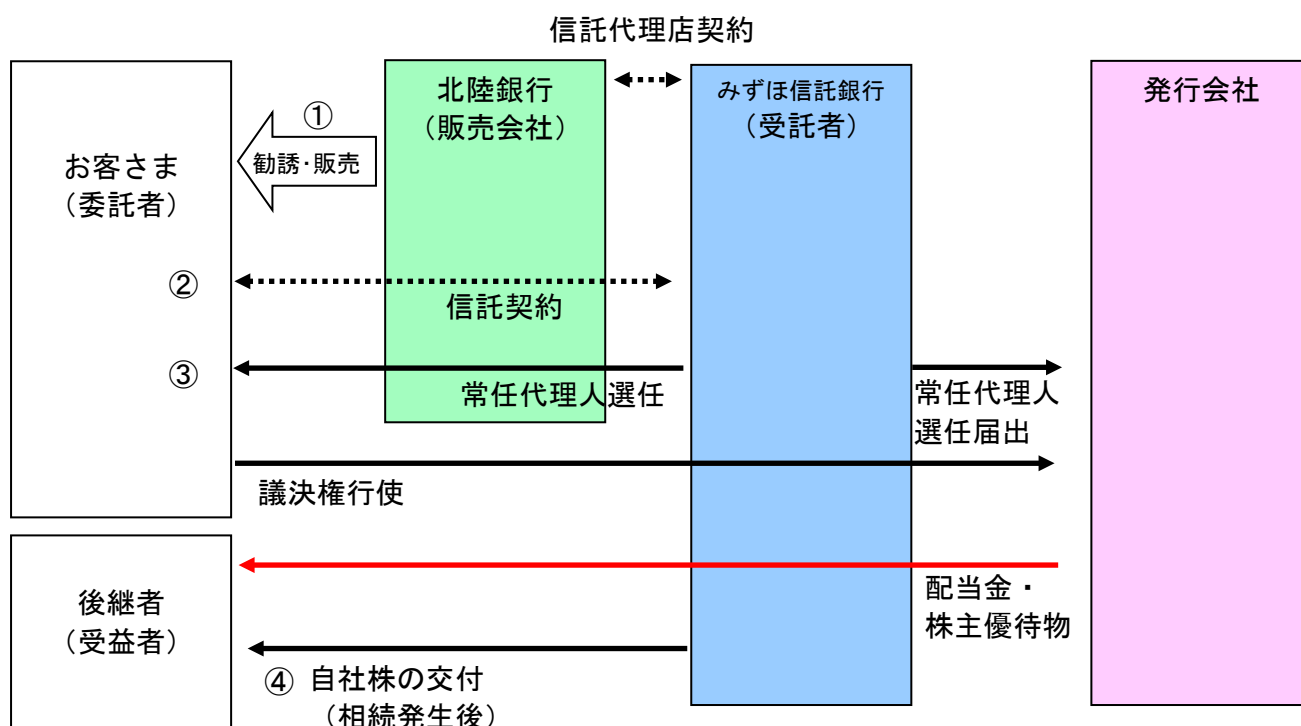
【「北陸銀行の事業承継信託（生前贈与タイプ）」商品概要】

- 取扱開始日 : 2021年7月1日
- 信託財産 : 委託者等が経営に関与する会社が発行する国内非上場株式
(自社株)
- 信託期間 : 信託設定日から信託終了日(委託者の相続発生時等)
- 信託財産の交付 : 受益者に原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を
現状(自社株)のまま交付します

その他留意事項

- 本商品による自社株承継は事業承継税制の対象とはなりません
- 本商品は預金ではありません
- 本商品は元本の補てん、利益の補足はありません
- 本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません

【「北陸銀行の事業承継信託（生前贈与タイプ）」スキーム】



- ① 北陸銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託契約代理店として、北陸銀行のお客さまに「北陸銀行の事業承継信託（生前贈与タイプ）」を販売します。
- ② 企業オーナーさまは自社株をみずほ信託銀行に信託し、信託契約を締結、相続発生時の自社株の交付先として後継者を指定します。
- ③ 委託者は信託期間中も引き続き議決権を行使し、発行会社は後継者に配当金・株主優待物を交付します。
- ④ 委託者の相続発生後、信託は終了し、当行は自社株を後継者に交付します。

以上